

(仮称)七ヶ宿長老風力発電事業

環境影響評価準備書についての 意見の概要と事業者の見解

令和2年9月

日立サステナブルエナジー株式会社

目 次

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価準備書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	5
1. 環境の保全の見地からの意見	5

第 1 章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 16 条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書及び要約書を公告の日から起算して約 1 月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和 2 年 6 月 29 日（月）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告（別紙 1 参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

・令和 2 年 6 月 29 日（月）付 河北新報

② 地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ（別紙 2 参照）

下記広報誌に「お知らせ」を掲載した。

・広報しろいし 7 月号（令和 2 年 7 月 1 日発行）

③ インターネットによるお知らせ

令和 2 年 6 月 29 日（月）から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

また、福島県ウェブサイトでは、令和 2 年 7 月 1 日（水）から、「環境影響評価の結果、福島市、桑折町及び国見町は、環境影響評価法第 15 条に規定される、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域に該当しないことから、福島県内において準備書以降の手続きを実施しない」旨の通知を行った。

・宮城県のウェブサイト（別紙 3-1 参照）

<https://www.pref.miyagi.jp/site/assesu/list1873-5498.html>

・福島県のウェブサイト（別紙 3-2 参照）

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/eia-zisshianken/eia-anken-law-30.html>

・日立サステナブルエナジー株式会社 ウェブサイト（別紙 3-3 参照）

<http://www.hitachi-sustainable-energy.co.jp>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計7箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。（別紙4参照）

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・宮城県庁環境生活部環境対策課（本庁舎13階）

宮城県仙台市青葉区本町3-8-1

- ・七ヶ宿町役場町民ホール（本庁舎1階）

宮城県刈田郡七ヶ宿町字関126

- ・白石市役所市民経済部生活環境課（本庁舎1階）

宮城県白石市大手町1-1

② インターネットの利用による縦覧（別紙3-3参照）

- ・日立サステナブルエナジー ホームページ

<http://www.hitachi-capital.co.jp/hitachi-sustainable-energy/>

(4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：令和2年6月29日（月）から令和2年7月28日（火）まで

（土・日曜日、祝日を除く。）

- ・縦覧時間：午前8時30分～午後5時15分

- ・電子縦覧：令和2年6月29日（月）午前10時から令和2年7月28日（火）

午後5時まで

なお、インターネットの利用による縦覧については、電子縦覧の期間、常時アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

閲覧者数（記名者数）は3名であった。

（内訳）宮城県庁環境生活部環境対策課	0名
七ヶ宿町役場町民ホール	1名
白石市役所市民経済部生活環境課	2名

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、下記の通り公告を行った。

① 日刊新聞紙による公告（別紙 1 参照）

- ・ 令和 2 年 6 月 29 日（月）付 河北新報
- ・ 令和 2 年 8 月 14 日（金）付 河北新報

② 地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

- ・ 広報しろいし 7 月号（令和 2 年 7 月 1 日発行）（別紙 2 参照）

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 白石市中央公民館（白石市寺屋敷前 25-6）
開催日時：7 月 17 日（金） 19：00～21：00
来場者数：0 名
- ・ 白石市福岡公民館（白石市福岡長袋陣場が丘 12-1）
開催日時：7 月 18 日（土） 10：00～12：00
来場者数：1 名
- ・ 七ヶ宿町活性化センター（刈田郡七ヶ宿町字関 94）
開催日時：7 月 18 日（土） 15：00～17：00
来場者数：0 名
- ・ 白石市中央公民館（白石市寺屋敷前 25-6）
開催日時：8 月 22 日（土） 10：00～12：00
来場者数：0 名
- ・ 七ヶ宿町活性化センター（刈田郡七ヶ宿町字関 94）
開催日時：8 月 22 日（土） 16：00～18：00
来場者数：2 名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。（別紙 3-4 参照）

(1) 意見書の提出期間

令和 2 年 6 月 29 日（月）～令和 2 年 8 月 11 日（木）

令和 2 年 8 月 14 日（金）～令和 2 年 9 月 7 日（月）

（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ① 縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ② 日立サステナブルエナジー株式会社への書面の郵送、FAX 及び電子メール

(3) 意見書の提出状況

合計 5 名の方から、4 通の意見書が提出された。

第2章 環境影響評価準備書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第18条の規定に基づく環境影響評価準備書について、環境の保全の見地から提出された意見は62件であった。準備書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

1. 環境の保全の見地からの意見

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書1）

宮城県在住 T 氏、東京都在住 E 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
1	この度、貴社が作成された（仮称）七ヶ宿長老風力発電事業 環境影響評価準備書について、次のとおり意見を提出します。	-
2	1. 現地調査において、希少猛禽類の多くの種が対象事業区域およびその周辺に生息していることが示されているが、希少猛禽類を含む希少鳥類すべての出現数は黒塗りとなっているため、閲覧者はその内容を知ることができない。このため、準備書が縦覧されても調査の妥当性について判断できないものとなっている。表 10.1.8 の鳥類の重要な種の予測結果において、年間予測衝突数は小さな数値として評価されているが、希少な猛禽類の行動範囲は広く、個体数が少なくとも活動空域の障壁にもなる。この影響についても影響を評価していただきたい。	施設の存在による、希少猛禽類の活動空域の障壁となる影響については、移動経路の遮断・阻害として評価しています。
3	2. 重要な鳥類の種のバードストライクについて、不確実性を伴うということで事後調査を予定されているが、死骸調査に加え、事前の影響評価と同じように鳥類相や空間飛翔に関する調査を対象事業実施区域で行い、それらの調査結果を一般にも公表、縦覧していただきたい。	鳥類の重要な種における予測・評価の結果では、「ブレード・タワーへの接近・接触」による影響予測について、予測の不確実性を伴うと考えられたため、「ブレード・タワーへの接近・接触」の影響及び環境保全措置の効果検証として、死骸調査を検討しています。事後の鳥類相や空間飛翔に関する調査は、本事業による改変面積が小さいこと、重要な種が利用可能な代替環境が周囲に変わらず存在すること等から、「改変による生息環境の減少・消失」及び「移動経路の遮断・阻害」等による影響は小さいと予測しました。
4	3. 事後調査は死骸探索調査としているが、死骸はそれを持ち去る動物がいること、調査地が林地となった場合、死骸探索調査には困難性が伴うため、バードストライクの発生の有無等の評価が過少となりやすい。適切な死骸調査方法を実施するとともに、一般にもその結果を公表、縦覧していただきたい。	死骸調査の具体的な調査手法につきましては、有識者の助言をふまえ適切に実施するとともに、環境影響評価報告書として公表します。
5	4. 渡り鳥調査のうちサシバとハチクマについて、この2種は宮城県でもタカの渡りとして観察されるが、天気、風向きと強さによって日により飛行ルートが変化する。また、その年の天候により渡りのピーク時期は毎年同じではない。準備書における調査日は月3日と少なく、サシバやハチクマの移動を評価するデータとして過少である。事後調査においては適切な時期に調査を行い、サシバやハチクマのバードストライクの有無を評価できるデータの取得を実施するとともに、調査結果は一般にも公表、縦覧していただきたい。	毎月の希少猛禽類調査のほか、渡り鳥調査として、春・秋の渡り期にそれぞれ6回、合計12回（2日/回）の調査を行っており、渡り時期の把握を行いました。また、バードストライクの有無の評価につきましては、死骸調査を検討しております。

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書2）（1/4）

東京都在住 T 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
6	■1. 意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。 事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。さらに本意見書の内容について「順番を並び替えること」も認めない。	頂いたご意見につきましては、順番の並び替えを行わず、全文を掲載のうえ、それぞれに回答します。
7	■2. コウモリ類の保有するウィルス コウモリ類は蚊や蛾を大量に食べるので人間にとって益獣だが、ウィルスの自然宿主としても知られる。仮にウィルスを保有したコウモリ類の死骸を、スカベンジャー（タヌキやキツネ、カラスなど）が捕食した場合、ウィルスがスカベンジャーから家畜・ペットを経由してヒトへ感染するおそれがある。風力発電施設でコウモリが死ねば、蚊や蛾などの害虫が増え、さらに、万が一ウィルスが拡散すれば国民に不利益が発生する。よってコウモリ類を風力発電施設で1頭たりとも殺さないで欲しい。	日本国内に生息するコウモリ類とウィルスの関係性やそれによる人への健康被害に関する報告知見は確認できておりませんが、今後そのような事例などが報告された場合ににつきましては、有識者のご助言及び関係行政機関へ相談しつつ対処方法について検討致します。
8	■3. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（発電を開始する風速）未満であってもブレードは回転するのか？	カットイン風速未満では、ブレードは遊転または静止状態となります。
9	■4. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（発電を開始する風速）を任意に変更できるのか？	カットイン風速の設定変更は可能です。
10	■5. 本事業で採用する予定の風力発電機は、弱風時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を実行できるのか？	フェザリングを実行することは可能です。
11	■6. 本事業は風力発電事業だが、保全措置検討段階において P590 調査結果（風速とコウモリの活動量の相関）を一切反映させない合理的理由は何か？	環境保全措置につきましては、現時点で実行可能な環境保全措置を実施した上で、事後調査により影響把握及び効果検証を行った上で、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合に、改めて検討する予定です。
12	■7. コウモリの保全措置（低減措置）は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的 「コウモリの活動期間中にカットイン風速（発電を開始する風速）の値を上げること及び低風速時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を行うこと」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。益獣が減れば住民に不利益が生じる。よって、必ず実施して頂きたい。 これについて、事業者の見解と、実施しない理由を述べよ。 ※Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B Arnett and Michael Schirmacher 2010	カットイン風速の設定変更は機能的には可能ですが、設定を変更後、試運転等の各種試験を行うことで、運用可能性を判断することとなります。このため、環境保全措置の検討につきましては、現時点で実行可能な環境保全措置を実施した上で、事後調査による影響把握及び効果検証を行い、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、改めて追加的保全措置を検討する予定です。

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 2）（2/4）

東京都在住 T 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
13	■8. 回避措置（夜間照明の不使用）について ライトアップ（夜間照明）をしていなくてもバットストライクは発生している。国内で報告されたバットストライクの事例は以下のものがあつた。これらはいずれも「ライトアップ（夜間照明）をしておらず」、「航空障害灯に閃光灯を採用している」にもかかわらずコウモリが死んでいる。これらの死亡事例をふまえ、事業者が「追加的保全措置」を実施しない理由を述べよ。 ※45 個体（4 種、1～32 個体）、2015, 07 までに調べた 6 事業「風力発電施設でのバットストライク問題」（河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌 22(1)、9-11, 2017） ※ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 1 個体、合計 3 個体、「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類 2 種の死骸について」（重昆達也ほか、東海自然誌（11）、2018）静岡県 ※ヒナコウモリ 3 個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」（平成 30 年 10 月、株式会社ジェイウインド）青森県 ※コテングコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 4 個体 合計 9 個体「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」（平成 31 年 4 月、岩手県） ※コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体、合計 8 個体、「（仮称）上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書（公開版）」（平成 31 年 4 月 株式会社ジェイウインド上ノ国）北海道 ※ヒナコウモリ 5 個体、アブラコウモリ 2 個体、ホオヒゲコウモリ属の一種 1 個体、コウモリ類 1 個体 合計 9 個体「能代風力発電所リプレイス計画に係る環境影響評価準備書」（令和元年 8 月、東北自然エネルギー株式会社）秋田県 ※ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、種不明コウモリ 2 個体、合計 8 個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」（令和元年 12 月、よこはま風力発電株式会社）青森県 ※ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ属 1 個体 合計 2 個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」（2020 年 2 月、コスモエコパワー株式会社）北海道	追加的保全措置につきましては、現時点で実行可能な環境保全措置を実施した上で、事後調査により影響把握及び効果検証を行った上で、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合に、改めて検討する予定です。
14	■9. コウモリ類への保全措置が不十分 P765<施設の稼働>の保全措置は以下の 2 点のみである。事業者はこれらの保全措置により「影響を低減する」と主張しているが、以下 2 点の「保全措置」によって『バットストライクが回避・低減された例はない』。低減効果が科学的に証明されていないにもかかわらず、自らに都合の良い保全措置のみ取捨選択する行為は、『チェリーピッキング』であり「適切とは言えない」。 ①風力発電機の設定数を 8 基から 6 基に削減する。 ②夜間照明を使用せず、航空灯は閃光灯を採用する。	環境保全措置の検討につきましては、現時点で実行可能な環境保全措置を提示しております。なお、事後調査による影響把握及び効果検証を行った上で、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、改めて追加的保全措置を検討する予定です。
15	■10. 事業者の予測では「コウモリ類へ影響がある」しかし事業者の保全措置により「影響が低減された事例はない」。よって、コウモリが死ぬ（影響がある）のは明白である。これ以上コウモリを殺すな。	
16	■11. コウモリの保全措置（低減措置）は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的 「コウモリの活動期間中にカットイン風速（発電を開始する風速）の値を上げること及び低風速時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を行うこと」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。益獣が減れば住民に不利益が生じる。よって、必ず実施して頂きたい。これについて、事業者の見解と、実施しない理由を述べよ。 ※Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schlrmacher 2010	追加的保全措置の実施につきましては、現時点で実行可能な環境保全措置を実施した上で、事後調査により影響把握及び効果検証を行った上で、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合に、改めて検討する予定です。

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 2）（3/4）

東京都在住 T 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
17	■12. 「手引き」には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化の手引」P3-110～111 には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。欧米の研究で「カットインをあげること」と低風速時のフェザリングがバットストライクを低減する効果があることが既に判明している。	環境保全措置の検討につきましては、現時点で実行可能な環境保全措置を実施した状態で事後調査による影響把握及び効果検証を行った上で、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、改めて追加的保全措置を検討する予定です。
18	■13. 環境保全措置は「コウモリを殺す前」から実施してほしい 本事業者である「日立サステナブルエナジー株式会社」及び委託先の「建設環境研究所」は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりがない。上記のコウモリの保全措置（「カットイン風速の値を上げること及び低風速時のフェザリング」）については、「事業者が実施可能」かつ「最新の知見に基づいた」コウモリ類への環境保全措置である。よって「コウモリを殺す前」から必ず実施して頂きたい。	環境保全措置の検討につきましては、現時点で実行可能な環境保全措置を実施した状態で事後調査による影響把握及び効果検証を行った上で、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、改めて追加的保全措置を検討する予定です。
19	■14. コウモリ類の保全措置を「試運転開始前」から実施すること 1 上記について事業者は、「予測に不確実性が伴うので、（カットイン風速の値を上げることフェザリングの）保全措置は事後調査の後まで先延ばしにする」といった回答を繰り返すと思うが、保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要である。	環境保全措置の検討につきましては、現時点で実行可能な環境保全措置を実施した状態で事後調査による影響把握及び効果検証を行った上で、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、改めて追加的保全措置を検討する予定です。
20	■15. コウモリ類の保全措置を「試運転開始前」から実施すること 2 そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しい。「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺す」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べよ。	本事業は環境影響評価法のほか、各種関係法令等に基づき、手続きを行っております。
21	■16. 「事後調査」は信用できない 1 これまで縦覧された風力発電事業の事後調査報告書を読んだが、多数のコウモリを殺したにもかかわらず、風発事業者が「追加的保全措置」を実施した事業は一つもない。なぜなら、日本のアセスにおける「事後調査」は、「事業者」及び「事業者が雇用した専門家等」の「一方的な主張（たとえそれが非科学的内容であっても）」が認められる仕組みだからだ。「事後調査」は日本のアセス制度における最大の欠陥であり、法の抜け穴になっている。 P766 事業者も「事後調査を行い、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家等の指導及び助言を得ながら、必要に応じて適切な措置を講じる」と書いているが、影響が生じても事業者が適切な保全措置を実施する保証はない。よって事後調査は信用できない。	事後調査については、有識者にご助言を得ながら、計画立案しております。なお、ヒアリングを実施した有識者については、個人情報保護の観点から公表は控えさせていただきますが、野生生物について、豊富な知識と経験をお持ちであり、ヒアリングの対象者として適切であると考えています。また、事後調査の調査計画については、環境影響評価手続きにおいて各関係機関で審議された内容をふまえた上で、必要に応じて修正し評価書に記載しますので、多くの方々の意見が反映された計画になるものと考えております。 また、環境保全措置につきましても、現時点で実行可能な環境保全措置を実施した上で、有識者にご助言を戴きつつ、事後調査による影響把握及び効果検証を行い、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合に、改めて追加的措置を検討する予定です。

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書2）（4/4）

東京都在住 T 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
22	■17. 「事後調査」は信用できない2 ①事後調査結果について住民は意見を出せない。 ②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がない。 ③事業者側が擁立する専門家等は事業者の利害関係者であり、発言内容は事業者の言いなりで信用できない。 ④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もない。 ①～④の理由から、事業者の行う「事後調査」は一切信用できない。	事後調査については、野生生物については豊富な知識と経験をお持ちの有識者にご助言及び関係機関のご意見もふまえて調査計画立案し、調査及び影響予測を実施しております。これらの調査結果については、手引きに従い公的機関での図書縦覧やインターネット公表し、多くの方々に確認頂く機会は提供できるものと考えております。 また、環境保全措置につきましても、現時点で実行可能な環境保全措置を実施した上で、有識者にご助言を戴きつつ、事後調査による影響把握及び効果検証を行い、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合に、改めて追加的措置を検討する予定です。 なお、風車稼働後も、地域の方を中心とした各種ご意見については承る予定で、地域にご理解頂ける事業を進める所存です。
23	■18. 「著しい影響」とは何か。「著しい影響」の判断基準及び実施する「適切な保全措置」の内容を具体的に述べよ。	「影響の判断基準」及び「適切な保全措置」につきましては、事後調査の結果を提示した上で有識者の助言、最新のコウモリ類に関する知見をふまえ、その影響について判断するとともに、影響が確認された場合は、実行可能な環境保全措置を実施致します。
24	■19. P766「必要に応じて適切な措置を講じる」の「必要に応じて」とは具体的にどのような状態を指すのか。例えば事後調査でコウモリ類が1個体死んでいたら「適切な措置」を講じるのか。	「影響の判断基準」及び「適切な保全措置」につきましては、事後調査の結果を提示した上で有識者の助言、最新のコウモリ類に関する知見をふまえ、その影響について判断し、追加的環境保全措置の必要性について検討致します。影響が確認された場合は、実行可能な環境保全措置を実施致します。
25	■20. P766「専門家等の指導及び助言を得ながら、必要に応じて適切な措置を講じる」とあるが、「専門家等」は事業者が選定し、謝金も事業者が支払うのだろうか。では、「事業者にとって都合の良いことをいう専門家等」を恣意的に選択する可能性はないか？「可能性がない」ならば「ないという証拠」を示すこと。	-
26	■21. コウモリ類の死骸探索調査は有資格者が実施すること コウモリ類の体は非常に小さく、地面に落ちた死骸は、そう簡単には見つけられない。コウモリ類の死骸探索は、観察力と集中力が必要とされる専門的な調査であり、十分な経験を積んだプロフェッショナル（生物調査員）が実施するべきである。よって、コウモリ類の死骸探索調査については、「すべて」生物分類技能検定1級（哺乳・爬虫・両生類分野）等の有資格者が実施し、「透明性」を確保すること。	死骸調査は生物調査の経験者により実施する予定です。
27	■22. 月2回程度の死骸探索調査など信用できない コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている*。仮に月2回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、信用できない。 *平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握Ⅰ報告書）P213. NEDO, 2018.	事後調査の調査頻度等の調査計画につきましては、頂いたご意見のほか、今後の準備書手続きの指摘等をふまえ、有識者にもご助言をいただきつつ、適切な計画を立案し、評価書に記載します。

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 3）（1/5）

埼玉県在住 S 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
28	コウモリ類について 欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群としてコウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。 国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。このことを踏まえて環境保全の見地から、本準備書に対して以下の通り意見を述べる。 なお、本意見はそれぞれが関連していることから集約・要約しないこと。	頂いたご意見の全文を掲載します。
29	・P378 や P578 の凡例に記載されている「飛翔高度確認調査」と「スポットライト法」とはどのような調査であるか。P374 等の調査手法に記は記載はない。	「飛翔高度確認調査」は「バットディテクターによる確認（高度別飛翔状況の記録）」、「スポットライト法」は「サーチライトによる確認」として調査手法を記載しております。ご指摘の通り、誤解のないように表現を統一したうえで、評価書にて修正させていただきます。
30	・P580 の表 10.1.8-8 において「カスミ網・ハーブトラップによる捕獲」が春季は 13:00 から夏季は 14:00 から開始されている。秋季は 17:00 からであるが、春・夏季は日中からかすみ網を展開して調査していたということであれば違法である。調査時間はかすみ網を展開してから時間ではないのか。	春季及び夏季調査では、日中にトラップ設置位置周辺の樹洞や洞穴等の有無、トラップ設置位置の確認等を行っており、日没時刻からトラップの設置を行いました。ご指摘の通り、誤解のないように時間帯を修正したうえで、評価書にて修正させていただきます。
31	・P580 の表 10.1.8-8 において「バットディテクターによる確認（踏査）」が春季は 13:00 から夏季は 14:00 から開始されている。トンネルや洞穴を日中に調査した結果であれば問題はないが、P578 の「コウモリ類調査範囲、経路及び地点」では「目撃・フィールドサイン法」に「（夜間）」との記述がある。13 時や 14 時が夜間であるのか。調査時間の不整合について説明すること。	春季及び夏季調査では、樹洞や洞穴等の有無の確認を行っており、P578 の「コウモリ類調査範囲、経路及び地点」につきましては、日没時刻以降に踏査した経路を記載しております。ご指摘の通り、誤解のないように時間帯を修正したうえで、評価書にて修正させていただきます。
32	・P580 の表 10.1.8-8 における「サーチライトによる確認」は、春季 5 月 20-25 日の 6 晩、夏季 7 月 25-31 日の 7 晩、秋季 10 月 2-9 日の 8 晩で調査を実施したようだが、いつどこで行った調査の結果であるのか理解できない。地点別（BS1 および BS2）の調査実施日および日別の調査結果を記載すること。	調査日別の踏査範囲につきましては、評価書に掲載します。
33	・P581 の「カスミ網：10」などととは、かすみ網の調査場所が「1 地点 10 カ所」ということか、それともかすみ網の使用枚数が「1 地点 10 枚」ということか。	P581 の記載はトラップの日最大設置数を示しており、地点の地形・植生の繁茂状況等によって適宜変更しております。評価書にて注釈を加筆します。
34	・P582 の「哺乳類の確認状況」において「任意観察」の結果が記載されていない。またこのフィールドサイン法と思われる「任意観察」において確認された痕跡等が示されておらず、結果についての信憑性が乏しい。	任意観察によって確認されたコウモリ類は、いずれも日中に樹洞等で個体が確認されたものです。
35	・P583 の表 10.1.8-10 において「サーチライトによる確認調査」では「ヒナコウモリ科の 1 種」が確認されているが、P585 の表 10.1.8-14 では「ヒナコウモリ科の 1 種」が確認されていない。調査結果の不整合について説明すること。	ご指摘頂いた P583 に記載した「ヒナコウモリ科の 1 種」につきましては、音声解析によってヤマコウモリ属の 1 種とされたものであり、確認種一覧に示した「ヒナコウモリ科の 1 種」は誤りであるため、評価書で修正します。

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 3）（2/5）

埼玉県在住 S 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
36	・ P583 の表 10.1.8-10 の「サーチライトによる確認調査」において黒塗り以外で確認できるのは、「コキクガシラコウモリ」、「ヤマコウモリ属の 1 種」、「ヒナコウモリ科の 1 種」、「翼手目の 1 種」である。通常属・科の一種は 1 種とカウントしない。なぜならば事業者が表の注にも記載した通り、「ヤマコウモリ属の 1 種は、ヤマコウモリ、コヤマコウモリのいずれかと考えられた」、「ヒナコウモリ科の 1 種は、モモジロコウモリ、ヒメホオヒゲコウモリ、クロホオヒゲコウモリ、ノレンコウモリ、アブラコウモリ、ヤマコウモリ、コヤマコウモリ、ヒナコウモリ、ウサギコウモリ、ユビナガコウモリ、テングコウモリ、コテングコウモリのいずれかと考えられた」と複数種の場合があるためである。したがって、サーチライト法による調査で確認できたコウモリ類は低空でバットディテクターの反応によって確認されたコキクガシラコウモリのみあろう。周波数解析も行われていないことから他はすべて「翼手目の複数種」とすべきである。	サーチライト法に際して、別途地上 10m 地点での録音データを元に種の推定を行っております。
37	・ P583 の表 10.1.8-10 において「バットディテクターによる確認」とは、P574 等の「（踏査）」と「（高度別飛翔状況の記録）」を合わせたものか。「（踏査）」は面的状況の把握、「（高度別飛翔状況の記録）」はバットストライクの影響を把握するための調査であり、目的が異なる各調査手法の結果を合わせることは不適切である。	「バットディテクターによる確認」は、高度別飛翔状況の記録は記載しておりません。
38	・ P583 の表 10.1.8-10 の「注 3」において、「BD とはバットディテクターのことを指す」と記載されているが、「BD」がどこに記されているのか分からない。	ご指摘をふまえ、評価書において注 3 を削除します。
39	・ P585 の表 10.1.8-14 には「キクガシラコウモリ」が記録されているが、P583 の「サーチライトによる調査」にはキクガシラコウモリは未確認となっている。調査結果の不整合について説明すること。	ご指摘頂いた「キクガシラコウモリ」の記載につきましては、哺乳類の調査手法・季節別確認種一覧への記載が漏れておりましたため、評価書にて修正します。
40	・ P585 の表 10.1.8-14「サーチライトによる確認地点別・季節別の確認個体数」における「高度 L・M・H」の説明が「調査手法」等がないため高度の具体的な数値が不明である。説明する記載を行うこと。	高度 L・M・H について、評価書で注釈を迫記します。
41	・ P585 における「録音ファイル数の季節推移」において、「捕獲調査のため除外」した理由を説明すること。一般的に捕獲調査は林内利用種を把握することが目的である。データがあるのならば隠すことなく解析結果を提示し、捕獲による音声調査結果への影響も示すべきである。	捕獲調査時の音声につきましては、方法書段階で頂いた下記のご意見をふまえ、記録から除外しました。 「コウモリの音声録音について 捕獲によって攪乱が起こるので、自動録音調査と捕獲調査は、同日に行うべきではない（捕獲調査日の録音データは使用しないこと）」
42	・ P585 の表 10.1.8-14「サーチライトによる確認調査地点別・季節別の確認個体数」において、結果として「高度 L」が 62 例、「高度 M」が 1 例のみであり、バットストライクの影響を受ける「高度 H」と想定したと考えられる。「高度 H」の確認がない。一方 P588 の図 10.1.8-5 の 5 月 20-25 日（春季）、7 月 25-31 日前後日（夏季）、10 月 2-9 日前後日（秋季）では 30-50m の高所の音声連続的に記録されており、「サーチライト調査」とは相反する結果となっていることから、「サーチライト調査」は実態を把握することができない不要な調査であることが示唆された。今後、事業者はこのような無駄な調査に経費をかけずに、予測評価や事後調査に資するデータを得る「高所音声調査」に努力量を向けるべきであろう。	「サーチライトによる確認調査」は、ハーブトラップやかすみ網の設置が困難な環境において、補足的にコウモリの飛翔状況を把握するため、有識者にご助言を戴きつつ実施しております。

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 3）（3/5）

埼玉県在住 S 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
43	・P585 の「表 10.18-15 コウモリ類の生息地補足調査による確認調査地点別の確認個体数」において、「ヒナコウモリ科の 1 種」、「翼手目の 1 種」とした理由を示すこと。	P585 の「表 10.18-15 コウモリ類の生息地補足調査による確認調査地点別の確認個体数」において、「ヒナコウモリ科の 1 種」は音声解析による同定です。また、現地で目視により確認されたものの録音されなかったものや、バズ音のみの記録など、種の推定が困難な種については、「翼手目の 1 種」としました。
44	・P585 の「表 10.18-15 コウモリ類の生息地補足調査による確認調査地点別の確認個体数」において、なぜ捕獲調査を実施しなかったのか理由を述べよ。	生息地補足調査の調査地点は、対象事業実施区域から 14km の離隔があるため、コウモリの生息状況を確認し、大規模なねぐらが確認された場合には、捕獲調査等の実施する計画としておりましたが、大規模なねぐらが確認されなかったため、捕獲調査は行いませんでした。
45	・P585 の「表 10.18-15 コウモリ類の生息地補足調査による確認調査地点別の確認個体数」において録音された音声を高度別飛翔状況の結果と同様に少なくとも「属の 1 種」までの解析をおこない、可能な限り詳細な生息種の把握をおこなうべきである。	コウモリ類の生息地補足調査の結果、大規模なねぐらが確認されなかったこと、対象事業実施区域から十分な離隔が存在することから、影響はないものと予測されました。
46	・P586 の「高度別コウモリ類音声録音ファイル」において、「推定種名または分類群」が記載されているが、周波数解析に基づいた各推定生息種名または各分類群の根拠を記載すること。特に「ヤマコウモリ属の 1 種」、「ヒナコウモリ属の 1 種」、「ヤマコウモリ属またはヒナコウモリ 1 属の 1 種」を周波数解析に基づいて 3 分類できた根拠について具体的な数値をもって示すこと。	コウモリ類の音声解析については、Wildlife Acoustics 社の音声解析ソフト kaleidoscope により整理し、いくつかのタイプに分類した後、下記の既往文献で示されたピーク周波数を参考に分類しました。 なお、ヒナコウモリ属及びヤマコウモリ属の分類については、ヤマコウモリ属、ヒナコウモリ属がピーク周波数が 20～21kHz をヤマコウモリ属、24～27kHz をヒナコウモリ属、21～24kHz をヤマコウモリ属またはヒナコウモリ属としました。 Acoustic Identification of Eight Species of Bat (Mammalia :Chiroptera) Inhabiting Forests of Southern Hokkaido, Japan:Potential for Conservation Monitoring (Dai Fukui, etc., Zoological Science, 21 (9) :947-955)
47	・P586 の「高度別コウモリ類音声録音ファイル」における各マイク間隔は 20m 程度しか離れていないため、すべてのファイルにおいてダブルカウントまたはトリプルカウントされている可能性が極めて高い。同時刻に記録された各ファイルの音圧を比較して最も強い音圧を示したマイク高の値を採用することが真の飛翔高度の記録となるため、以降の文章やグラフ類には信憑性がない。ダブルまたはトリプルカウントを除去したデータで示すこと。	高度別飛翔状況調査は各高度帯におけるコウモリ類の活動量を把握することを目的としているほか、各種コウモリの音声強度や指向性が不明であること、各マイクの感度は必ずしも一定ではないこと、同一個体が垂直移動を行うことから、記録時間と音圧によるダブルカウントの除去処理は行いませんでした。

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書3）（4/5）

埼玉県在住 S 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
48	・P586の「高度別コウモリ類音声録音ファイル」における10m高度で「ヤマコウモリ属の1種」が262、「ヒナコウモリ属の1種」が878、「ヤマコウモリ属またはヒナコウモリ属の1種」が469種で、合計すると1609となり、10m高度の55%以上を占めている。このことは「本来高所を飛行する種が調査地点周辺にこれらのねぐらがあることから、低空を飛行していた」と断定できる。音声調査地点でのねぐら探索調査を早急に実施すること。	現地調査結果から、対象事業実施区域及びその周囲にコウモリ類のねぐらは確認されませんでした。
49	・P586の「高度別コウモリ類音声録音ファイル」における50m高度で、9月および10月にキクガシラコウモリがそれぞれ1回確認されている。さらに同各月10m及び32mには飛行記録がない。このことは本種が50mの高所を地上と水平に飛行通過したことを示しており、これまでに知られている本種の生態として新発見である。さらに本種がバットストライクのハイルスク種に該当する事実が明らかにされた。是非、この2回のソナグラムを提示して新たな知見として再評価するべきである。	キクガシラコウモリの音声記録につきましては、評価書にて適切に記載します。
50	・P588の「高度別飛行状況の季節推移」における「ファイル数飽和」、「機器の不具合」の原因を説明すること。3台同時に飽和・不具合が起こることは調査経験の不足による設計ミスである。	P588の「高度別飛行状況の季節推移」における「ファイル数飽和」につきましては、ノイズを記録したファイルが多く、降雨、風、昆虫類の発する音等が記録されたためであると思われます。また、「機器の不具合」につきましては、最後に正常に録音した9月1日の翌日に17.5mmの降雨が観測されていることから、落雷等に起因するものと考えております。
51	・食虫性コウモリ類の多くは初夏に出産哺育をおこない、哺育が終了した晩夏から初秋にかけて種によっては越冬地への移動を行っている。しかしP588の「図10.1.8-5録音ファイル数の季節推移」において最も重要な期間である8月中旬から9月上旬のデータが大きく欠測している。これでは当該地域を利用するコウモリ類の移動に伴う最大通過数の時期や波が把握できておらず、「季節推移」が把握されていない。少なくとも欠測時期の調査を再度実施する必要がある。	年間の消長は概ね網羅されていること、録音ファイル数からコウモリ類の個体数は把握できず、活動量に限定されることから、コウモリ類のデータに欠測期間がありますが、本調査の目的は満足しているものと考えております。
52	・P589の「時間帯別の録音ファイル数」はコウモリの生態的特徴を鑑みた時期別のグラフでなければ、結果について考察することはできない。「時間帯推移」を述べたいのならば適切なグラフを作成する必要がある。	データの整理方法を再度検討し、評価書にて適切に記載します。
53	・P590の文章では「今回設置する風車のカットイン風速（2.5m/秒）との比較では、カットイン風速未満の録音ファイル数は2913ファイルであり、カットイン風速以上のファイル数は2069ファイルであり、録音ファイル全体の約31%となった」と記述されているが意味がわからない。「全体の約31%」は何を指すものか説明すること。	ご指摘の文章につきましては、表中に整理した録音ファイル数をもとに表現を改め、評価書に適切に記載します。
54	・P590の文章では「カットイン風速未満の録音ファイル数は2913ファイルであり」と記述されているが、「表10.1.8-17」の「カットイン風速前後のブレード回転域（32mおよび50m）」の値「1648」を示すべきではないか。比較する値が異なっているため何を言っているのか分からない。	ご指摘の文章につきましては、表中に整理した録音ファイル数をもとに表現を改め、評価書に適切に記載します。
55	・P637は黒塗りが多すぎて、結果としての意味をなさない。「表10.1.8-58」における対象事業実施区域における内外はすべて「内」として判断した予測評価を行うこと。	コウモリ類の行動圏は広いことが知られていることから、確認位置に関わらず、各種の一般的に知られている生態情報をもとに、予測・評価を行っております。
56	・P718のヒナコウモリにおける予測結果のうち、「まとめ」として「ブレード・タワー等への接近・接触については本事業により影響を生じる可能性があると考えられる」と予測したことは評価される。	コウモリ類の行動圏は広いことが知られていることから、確認位置に関わらず、各種の一般的に知られている生態情報をもとに、予測・評価を行っております。

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書3）（5/5）

埼玉県在住 S 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
57	・P765の「評価の結果＜施設の稼働＞」において、現地調査ではカットイン風速前後で出現頻度を示したにもかかわらず、「環境保全措置」としてカットイン風速以下の稼働制限を実施しないのか。何のために調査実施し結果を述べたのか。配慮書に対する宮城県知事意見として「事業実施想定区域及びその周辺には、希少なコウモリが生息していることから、一般的に強風時には飛翔しないコウモリ類の特性を考慮して、風車のカットイン風速とコウモリの衝突頻度との関係について、最新の知見や専門家等からの助言を踏まえた調査、予測及び評価を行うこと。その結果に基づき、適切なカットイン風速を設定し、コウモリの衝突事故を回避又は極力低減すること」との指導がある。しかし、本準備書はこれらを一切無視して評価を行っており、地域生態系を保全する姿勢が見られない。またはその力量がないと判断する。	カットイン風速の設定変更は機能的には可能ですが、設定を変更後、試運転等の各種試験を行うことで、運用可能性を判断することとなります。このため、環境保全措置の検討につきましては、現時点で実行可能な環境保全措置を実施した上で、事後調査による影響把握及び効果検証を行い、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、改めて追加的保全措置を検討する予定です。
58	・事後調査においては事前にコウモリ類の専門家の助言を得た調査計画を立案し、その結果についてもコウモリ類の専門家からの助言を得ること。	事後調査の調査計画につきましては、有識者からのご助言をふまえて計画立案しております。なお、事後調査の調査結果についても有識者にご確認、ご助言をいただきつつ、コウモリ類への影響について把握する予定です。
59	・事後調査においては複数のナセルからの長期連続の音声調査と死骸探索調査をおこない、風力発電機ごとの音声頻度とバットストライクの関係を示し、単基ごとの保全措置を実施すること。	事後調査の調査計画につきましては、環境影響評価手続で頂いたご指摘・ご意見等を参考に、有識者からのご助言をふまえて計画立案致します。なお、事後調査の調査結果についても、有識者にご確認、ご助言をいただきながら影響を把握し、影響が確認された場合は、必要に応じて適切な追加的環境保全措置を行う予定です。
60	・本事業における哺乳類の専門家がコウモリ類について助言した内容として、P186の配慮書段階で「コウモリ類については、宮城県内で調査事例が少ないため文献調査による確認種数は少ないが、文献未記載種が生息している可能性が高い」と述べているが、具体的な種や生息地についての助言はなく、P330の方法書における福島県知事による「萬歳楽山及び半田山」の指摘によって急遽、調査を行っている。さらに哺乳類の専門家はP1030の方法書段階において、すでに一般的となっており、宮城県知事も述べた高所音声調査の結果からカットイン風速の設定についても言及しておらず、「コウモリ類の飛翔高度確認調査では、活動量しか確認できないため、評価に関連付けるのは難しいと考えられる」と述べている。そして準備書段階では「コウモリ類の高度別飛翔状況の記録について、時間帯別の出現状況から、当該地域におけるコウモリ類の生息が示唆されている」程度の助言しかできていない。本当にコウモリ類および風力発電所建設における環境影響評価に精通した専門家であるか大変疑問。今後は別のコウモリ類の専門家に助言を求めるべきであろう。	これまでにヒアリングを実施した専門家については、個人情報保護の観点から公表は控えさせていただきますが、哺乳類を含む野生生物について、豊富な知識と経験をお持ちであり、ヒアリングの対象者として適切であると考えています。
61	・結論として本準備書は内容に不備が多く準備書としての完成度が低い。さらに本事業者は環境保全に対する意識が極めて低いことが明らかとなった。	頂いたご意見を参考に、検討させていただきます。
62	・本意見書に対する事業者見解において「P〇〇記載してあります・記載しました」等の見解は示さないこと。縦覧が終わった図書について確認する術がない。このような見解を示すのであれば環境省の「環境影響評価情報支援ネットワーク」における「縦覧期間終了後の環境影響評価図書の公開」に評価書を掲載すること。	準備書段階で頂いたご意見につきましては、評価書において適切に記載します。

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書4）（1/4）

埼玉県在住 K 氏

No.	意見	事業者の見解
63	1. 意見書の要約を禁ずる 本意見書は要約しないこと。要約されることで貴社の作為が入る恐れがある。	頂いたご意見の全文を掲載します。
64	2. バットストライク問題に真摯に向き合い、その悪影響を科学的に低減すること 風力発電所の建設において最も深刻な悪影響を受ける生物は飛翔動物、すなわちコウモリ類と鳥類であり、欧米の環境アセスメント等においてはバットストライク問題&バードストライク問題として重点化の対象になっている。国内でもバットストライク問題は既に顕在化しており（河合，2017；佐藤ほか，2017；重昆ほか，2018 など）、貴社はその問題の認識と解決について真摯に向き合う必要がある。それを踏まえた上で、本準備書ではバットストライクの影響を低減させるために必要な科学的な手法、科学的な根拠を示せていなければ、「動物」への配慮を欠いているだけでなく、環境影響評価の手続き自体も軽んじていることになる。	本準備書における、コウモリ類の現地調査については調査計画段階から調査結果の予測評価の結果まで有識者にご助言を戴きつつ、事業者が実行可能な範囲で調査及び予測評価を実施しております。頂いたご意見については、今後の準備書手続きにおいて参考にさせていただき、各種検討をさせていただきます。
65	3. サーチライト調査でのコウモリ類の判断基準を示せ 1 P585 の「表 10.1.8-14 サーチライトによる確認調査地点別・季節別の確認個体数」によれば 63 個体ものコウモリ類を確認していることになっているが、上空を飛ぶコウモリ類を、夜間に渡る鳥類（小鳥類）と明確に識別できたとする判断基準を画像（写真）等で明確に示すこと。	サーチライト調査におけるコウモリ類と鳥類の判別につきましては、補足的に実施したバットディテクターの入感状況のほか、飛翔形態や羽ばたきの速度、外形の違いなどによる目視により識別しております。
66	4. サーチライト調査でのコウモリ類の判断基準を示せ 2 P585 の「表 10.1.8-14 サーチライトによる確認調査地点別・季節別の確認個体数」によれば 63 個体ものコウモリ類を確認していることになっているが、補足的にバットディテクターを用いて種判別を行ったとしても、ヤマコウモリ属は音声での識別は不可能である。この調査でヤマコウモリ属が識別できたのか根拠を示すこと。	コウモリ類の音声解析については、Wildlife Acoustics 社の音声解析ソフトウェア Wildlife Acoustics Software 周波数解析を用いて整理した後、下記の既往文献で示されたピーク周波数を参考に推定しました。 Acoustic Identification of Eight Species of Bat (Mammalia :Chiroptera) Inhabiting Forests of Southern Hokkaido, Japan: Potential for Conservation Monitoring (Dai Fukui, etc., Zoological Science, 21(9):947-955)
67	5. サーチライト調査での高度区分を示せ P585 の「表 10.1.8-14 サーチライトによる確認調査地点別・季節別の確認個体数」によれば 63 個体ものコウモリ類を確認していることになっているが、「高度 L・M・H」の区分はそれぞれ地上高何 m なのか示すこと。当然のことながら、目測は誤差が大きく、とりわけ夜間はそれが顕著になる。賢明なる貴社と受託コンサルタントは、当然科学的検証に耐えうる精度でそれを区分しているはずだが、発見したコウモリ類の飛翔高度を計測した手法について示せ。	高度 L・M・H は、建設予定の風力発電機の外形から、それぞれ 32m 未満、32～147m、147m 以上と設定しております。また、サーチライト調査の調査位置には風況観測塔が設置されており、風況観測塔と比較することで、飛翔高度を記録しました。
68	6. サーチライト調査は不要だったのではないかと？ P585 の「表 10.1.8-14 サーチライトによる確認調査地点別・季節別の確認個体数」によれば 63 個体ものコウモリ類を確認していることになっているが、このうち 62 個体は「高度 L」で確認しており、「高度 M」は 1 個体、「高度 H」は 0 個体である。本調査の目的は、飛翔するコウモリ類の数を高度別に定量的に把握することにあるはずだが、P586 以降の高度別飛翔状況調査の結果では上空 50m 以上の空間を飛ぶコウモリの存在を確認しておきながら、サーチライト調査ではそれが確認できていないということになる。このような不適切な調査手法を採用しているのでは、コウモリ類は低空に多く、ブレード回転範囲以上には少ないと言った誤った調査結果に誘導しかねない。サーチライト調査は不要だったのではないかと？受託コンサルタントである（株）建設環境研究所は以後、この調査手法を採用しないこと。	「サーチライトによる確認調査」は、ハーブトラップやかすみ網の設置が困難な環境において、補足的にコウモリの飛翔状況を把握するため、有識者にご助言を戴きつつ実施しております。

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書4）（2/4）

埼玉県在住 K 氏

No.	意見	事業者の見解
69	7. 音声による種の識別根拠について示せ P586 の「表 10.1.8-16 高度別コウモリ類音声録音ファイル数」には、7 タイプのコウモリ類（属・目を含む）の音声記録されたと分類されている。しかし、ヤマコウモリ属についても、ヒナコウモリ属についても、アブラコウモリ属についても、音声からその「属」であると識別することは我が国ではその技術がまだ確立されていない。どのような根拠でそれらの「属」であると判断したのか、科学的な根拠を示すこと。	コウモリ類の音声解析については、Wildlife Acoustics 社の音声解析ソフト kaleidoscope 周波数解析を用いて整理した後、下記の既往文献で示されたピーク周波数を参考に推定しました。 Acoustic Identification of Eight Species of Bat (Mammalia :Chiroptera) Inhabiting Forests of Southern Hokkaido, Japan:Potential for Conservation Monitoring (Dai Fukui, etc., Zoological Science, 21 (9) :947-955)
70	8. 高度別飛翔状況調査の結果には天候情報を追加し、天候との関係性を示せ P588 には「表 10.1.8-5 録音ファイル数季節推移」が示されているが、各晩の天候に関する情報が欠落している。これではどのような天候の際に、コウモリ類の飛翔が多くなるのか読み取れない。毎晩の天候情報を事業者見解に示すこと。また、どのような天候の場合にコウモリ類の飛翔が多いのか、録音ファイルを再整理してその解析結果を事業者見解に示すこと。	現地調査については、方法書手続きで頂いたご意見を踏まえて調査及び予測評価を実施しております。従いまして、天候については現地でのリアルタイムの天気記録していませんが、風速を観測しておりますので、その記録結果との関わりについては図書中にお示ししております。
71	9. この準備書にはコウモリ類に対しての科学的な影響評価が存在しない 1 驚くべきことにこの準備書には、バットストライク問題解決のための科学的な影響評価が一切述べられていない（P707）。書かれているのは「走光性昆虫類を誘引する夜間照明を使用しない」とあるだけだ。しかし、元よりライトアップをする計画など存在しなかったにも拘わらず、最初から計画にないものを実施しないことで、あたかも回避措置あるいは低減措置を施したかのように見せかけるのは、これは詭弁を通り越し、手酷い「詐欺行為」である。つまるところ、コウモリ類への悪影響（バットストライク問題）は知ってはいるが、またそれを理由に様々な調査を実施したが、結局その結果を無視して、コウモリ類に対しては何も配慮しない（希少コウモリ類であろうと死んでも構わない）と言っている。これは受託コンサルタントである（株）建設環境研究所の常套手段であるが、このような非科学的で非誠実な環境影響評価を貴社（日立サステナブルエナジー株式会社）は受け取るのか？なぜ受け取れるのか？貴社は、科学的根拠のある正しい環境影響評価をやり直せ。	日本国内に生息するコウモリ類に対する風力発電事業による環境影響評価事例は少なく、その手法が確立されていないとの認識のもと、本準備書における、コウモリ類の現地調査については調査計画段階から調査結果の予測評価の結果まで有識者にご助言を戴きつつ実施しております。そのため、現時点で実行可能な環境保全措置を実施した上でも予測の不確実性が考えられるため、事後調査による影響把握及び環境保全措置の効果検証を行い、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、改めて追加的保全措置を検討する予定です。
72	10. この準備書にはコウモリ類に対しての科学的な影響評価が存在しない 2 驚くべきことにこの準備書には、バットストライク問題解決のための科学的な影響評価が一切述べられていない（P707）。書かれているのは「走光性昆虫類を誘引する夜間照明を使用しない」とあるだけだ。生物への影響緩和のために発電機基数を8基から6基に減じたのであればその点は低減措置として評価するが、基数を減じた真の理由は別にあろう。本質的にバットストライク問題を回避あるいは低減するためには、欧米諸国での先行事例が参考になることはよく知っているはずだ。発電機基数を減じても、バットストライクは発生する。そのために発電機ブレードが回転する高さでのコウモリ類の出現頻度を「高度別飛翔状況調査」によって調査したのではないのか？その結果、コウモリ類が多く飛翔する時期、コウモリ類が多く飛翔する時間帯、コウモリ類が多く飛翔する風速が、（さらに天候も追加すること）、高度別に把握されたことがこの準備書には書いてある。にも拘わらず、なぜ、予測及び評価にその調査結果を反映させないのか？「調査結果」と「予測及び評価」の内容が全く乖離している。	日本国内に生息するコウモリ類に対する風力発電事業による環境影響評価事例は少なく、その手法が確立されていないとの認識のもと、本準備書における、コウモリ類の現地調査については調査計画段階から調査結果の予測評価の結果まで有識者にご助言を戴きつつ実施しております。そのため、現時点で実行可能な環境保全措置を実施した上でも予測の不確実性が考えられるため、事後調査による影響把握及び環境保全措置の効果検証を行い、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、改めて追加的保全措置を検討する予定です。

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書4）（3/4）

埼玉県在住 K 氏

No.	意見	事業者の見解
73	11. この準備書にはコウモリ類に対しての科学的な影響評価が存在しない3 驚くべきことにこの準備書には、バットストライク問題解決のための科学的な影響評価が一切述べられていない（P707）。書かれているのは「走光性昆虫類を誘引する夜間照明を使用しない」とあるだけだ。「調査結果」と「予測及び評価」の内容が全く乖離しているということは、決して採用することのない不必要な、膨大な数量の現地調査を実施して、そしてその現地調査をしたという事実を免罪符とし、環境影響評価を強行してしまいたいことの表れか？はたまた、元より「ライトアップをしない」というただ1点でのみ環境影響評価を強行してしまいたいという結果ありきのアセスメント手続きだったということか？いずれにせよ、本準備書の内容では、「専門家ヒアリング」も不必要であったし、「現地調査」も不要であったということだ。	日本国内に生息するコウモリ類に対する風力発電事業による環境影響評価事例は少なく、その手法が確立されていないとの認識のもと、本準備書における、コウモリ類の現地調査については調査計画段階から調査結果の予測評価の結果まで有識者にご助言を戴きつつ実施しております。そのため、現時点で実行可能な環境保全措置を実施した上でも予測の不確実性が考えられるため、事後調査による影響把握及び環境保全措置の効果検証を行い、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、改めて追加的保全措置を検討する予定です。
74	12. 高度別飛翔状況調査を実施さえすればアセスメント手続きはクリアではない 貴社および受託コンサルタントである（株）建設環境研究所は、あたかもコウモリ類の高度別飛翔状況調査さえ実施すれば本案件のアセスメント手続きがクリアできるとでも思っているようだ。高度別飛翔状況調査の実施目的をよく考えて欲しい。この調査は発電機ブレードが回転する範囲において、どの時期にコウモリ類が多く出現するのか、どの時間帯にコウモリ類が多く出現するのか、（追加すること：どのような天候の時にコウモリ類が多く出現するのか）を明らかにするためにあるはずだ。風力発電所の建設がコウモリ類に深刻な悪影響を与えることが判っている以上、高度別飛翔状況調査の結果から得られたコウモリ類の飛翔の多い時期、時間帯、風速（および天候）の時に対して、保全措置を取ることが最大・最良の保全措置である。なぜ、欧米の事例を見ても（船越公威、2020「コウモリ学」東京大学出版会を参照すること）最大・最良の保全措置がすでに知られているにも拘わらず、「ライトアップをしない」などと言う論旨のズレた非科学的な評価を行うのか？	日本国内に生息するコウモリ類に対する風力発電事業による環境影響評価事例は少なく、その手法が確立されていないとの認識のもと、本準備書における、コウモリ類の現地調査については調査計画段階から調査結果の予測評価の結果まで有識者にご助言を戴きつつ実施しております。そのため、現時点で実行可能な環境保全措置を実施した上でも予測の不確実性が考えられるため、事後調査による影響把握及び環境保全措置の効果検証を行い、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、改めて追加的保全措置を検討する予定です。
75	13. バットストライクに対する最大・最良の保全措置は限定的な発電機の運転停止である 欧米の先行事例を引用するまでもなく、バットストライク問題に対する最大・最良の保全措置は、コウモリ類の飛翔が多い時期、時間帯、風速（および天候）の時にだけ限定して、一時的に発電機の運転（回転）を停止することにある。低風速時には発電機ブレードをフェザリングモードにして回転を止め（完全停止）、コウモリ類があまり飛ばない時期、時間帯、風速、（天候）の時に発電を行えばよい。その時期、時間帯、風速、（天候）を割り出すために、高度別飛翔状況調査の結果が必要となる。カットイン速度の設定はその地域のコウモリ類の出現状況からバットストライクの被害を1/2以上減らせる速度に設定すること。この意見を踏まえて本準備書の「予測及び評価」をやり直すこと。	稼働調整を含む環境保全措置につきましては、現時点で実行可能な環境保全措置を実施した上で、事後調査を実施し影響把握及び保全対策の効果検証を行った上で、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、改めて追加的保全措置を検討する予定です。
76	14. ヤマコウモリ属およびアブラコウモリ属についても予測を行うこと なぜ予測の対象種がヒメホオヒゲコウモリ、ヒナコウモリ、ウサギコウモリおよびテングコウモリだけなのか理解に苦しむ（P717～720）。本準備書では高度別飛翔状況調査において（P586）、ヤマコウモリ属およびアブラコウモリ属の確認が挙げられている。ヤマコウモリ属であれば、ヤマコウモリかコヤマコウモリしか考えられない。同様にアブラコウモリ属であれば、アブラコウモリかモリアブラコウモリである。重要種に該当するヤマコウモリ、コヤマコウモリ、モリアブラコウモリについても予測を行うこと。この3種は風力発電所建設の悪影響を真っ先に受けるハイリスク種である。	準備書においては、種判別が出来ている種についてのみ記載しておりましたが、頂いたご意見をふまえ、ヤマコウモリ属の1種、アブラコウモリ属の1種についても予測・評価を行い、評価書にて適切に記載させて頂きます。

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 4）（4/4）

埼玉県在住 K 氏

No.	意見	事業者の見解
77	15. バットストライクが発生する前に対応するのが環境影響評価だ「ライトアップをしない」ことでは、本質的なバットストライクの回避措置にも低減措置にもならないことは縷々述べてきた。本準備書に書かれているような非科学的な「予測及び評価」や「保全措置」ではバットストライクは必ず発生してしまうであろう。科学的にバットストライクを回避あるいは低減する保全措置は、コウモリ類が多く飛ぶ時期、時間帯、風速、天候の時に発電機ブレードの回転を止める、すなわち低速時のブレードフェザリングとカットイン速度の高速側へのシフトしかないが、貴社はそれを採用する気がないようだ。バットストライクは必ず発生するが、環境影響評価手続きにおける重要種（大部分のコウモリ類が重要種である）への配慮と言うものは、死骸＝バットストライクが見つかったから対応を考えるというものではない。本準備書の内容に問題があることを、事後調査に先送りせず、本準備書の手続きの中で解決すべきである。大量にバットストライクが発生する前に、科学的な手法で正しい保全措置を行うのが環境影響評価の手続きだ。本準備書の「予測及び評価」と「保全措置」を見直すこと。	日本国内に生息するコウモリ類に対する風力発電事業による環境影響評価事例は少なく、その手法が確立されていないとの認識のもと、本準備書における、コウモリ類の現地調査については調査計画段階から調査結果の予測評価の結果まで有識者にご助言を戴きつつ実施しております。そのため、現時点で実行可能な環境保全措置を実施した上でも予測の不確実性が考えられるため、事後調査による影響把握及び環境保全措置の効果検証を行い、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、改めて追加的保全措置を検討する予定です。
78	16. 事後調査の死骸探索は2週間に1回ではまったくの不足である。P766の事後調査に2週間に1回の頻度でバードストライクおよびバットストライクの死骸探索を行うとある。2週間に1回と言う頻度は、バットストライクの死骸探索の頻度としてはまったくの不足である。我が国におけるバットストライクの適切な調査頻度については重昆ほか（2019）が日本哺乳類学会2019年度大会において研究の一部をすでに発表している。少なくとも1週間に2回の調査が必要であることから、P766の事後調査の内容を訂正すること。	静岡県における事例につきましては確認しておりますが、本事業においては宮城県でのコウモリ類の状況を把握するとともに、今後の準備書手続きで頂いた意見等をふまえ、事後調査については再検討し、評価書に適切に記載致します。

○日刊新聞紙における公告

河北新報（令和2年6月29日（月））

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、（仮称）七ヶ宿長老風力発電事業 環境影響評価準備書」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

一、事業者の名称 日立サステナブルエナジー株式会社

代表者の氏名 取締役社長 石田 桂

主たる事務所の所在地 茨城県日立市幸町三丁目2番2号

二、対象事業の名称 （仮称）七ヶ宿長老風力発電事業

発電所の原動力の種類 風力（陸上）

発電所の規模 発電設備出力最大二万三千キロワット

三、対象事業実施区域 宮城県刈田郡七ヶ宿町及び白石市の行政界付近の緩線上

四、関係地域の範囲 宮城県刈田郡七ヶ宿町、白石市

五、縦覧の場所 宮城県環境生活部環境対策課

七ヶ宿町役場一階市民ホール、白石市生活環境課

縦覧の期間 令和二年八月二十九日（月）から

令和二年七月二十八日（火）まで

縦覧の時間 午前八時半から午後五時十五分まで

（土・日・祝日を除く。いずれも開庁時のみ。）

電子縦覧 <http://www.hitachi-sustainable-energy.co.jp/>

（令和二年八月二十九日（月）午前十時から）

令和二年七月二十八日（火）午後五時まで）

六、意見書の提出 環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は

書面に住所、氏名、ご意見（意見の理由を含む）をご記入の

うえ、縦覧場所に備え付けておきます意見書箱にご投函くだ

さるか、令和二年八月十一日（火）までに「八、問い合わせ

先」へ郵送ください（当日消印有効）。

七、住民説明会の開催を予定する場所・時間

白石市中央公民館（白石市寺屋敷前二十五番地六）

七月十七日（金）午後七時から午後九時まで

七ヶ宿町活性化センター（刈田郡七ヶ宿町字関九十四）

七月十八日（土）午前十時から午前十二時まで

白石市福岡公民館（白石市福岡長袋陣場が丘十二番地一）

七月十八日（土）午後三時から午後五時まで

※新型コロナウイルスの感染拡大の状況によっては、説明会

の開催を中止させていただく可能性もありますので、あら

かじめご了承ください。

八、問い合わせ先（意見書の提出先）

日立サステナブルエナジー株式会社

〒317-0073 茨城県日立市幸町三丁目2番2号

電話 0294（55）78008

担当 青木 祐輔（あおき ゆうすけ）

河北新報（令和2年8月14日（金））

お知らせ

「（仮称）七ヶ宿長老風力発電事業 環境影響評価準備書」の縦覧の実施及び説明会を開催しますので、次のとおりお知らせいたします。

一、事業者の名称 日立サステナブルエナジー株式会社

代表者の氏名 取締役社長 石田 桂

主たる事務所の所在地 茨城県日立市幸町三丁目2番2号

二、対象事業の名称 （仮称）七ヶ宿長老風力発電事業

発電所の原動力の種類 風力（陸上）

発電所の規模 発電設備出力最大二万三千キロワット

三、対象事業実施区域 宮城県刈田郡七ヶ宿町及び白石市の行政界付近の緩線上

四、関係地域の範囲 宮城県刈田郡七ヶ宿町、白石市

五、縦覧の場所 七ヶ宿町役場一階市民ホール

白石市生活環境課

縦覧の期間 令和二年八月十八日（火）から

令和二年八月二十四日（月）まで

縦覧の時間 午前八時半から午後五時十五分まで

（土・日・祝日を除く。いずれも開庁時のみ。）

電子縦覧 <http://www.hitachi-sustainable-energy.co.jp/>

（令和二年八月十八日（火）から）

令和二年八月二十四日（月）まで）

六、意見書の提出 環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は

書面に住所、氏名、ご意見（意見の理由を含む）をご記入の

うえ、縦覧場所に備え付けておきます意見書箱にご投

函くださるか、令和二年九月七日（月）までに「八、問い

合わせ先」へ郵送ください（当日消印有効）。

七、住民説明会の開催を予定する場所・時間

白石市中央公民館（白石市寺屋敷前二十五番地六）

八月二十二日（土）午前十時から正午まで

七ヶ宿町活性化センター（刈田郡七ヶ宿町字関九十四）

八月二十二日（土）午後四時から午後六時まで

※新型コロナウイルスの感染拡大の状況によっては、説明

会の開催を中止させていただく可能性もありますので、あら

かじめご了承ください。

八、問い合わせ先（意見書の提出先）

日立サステナブルエナジー株式会社

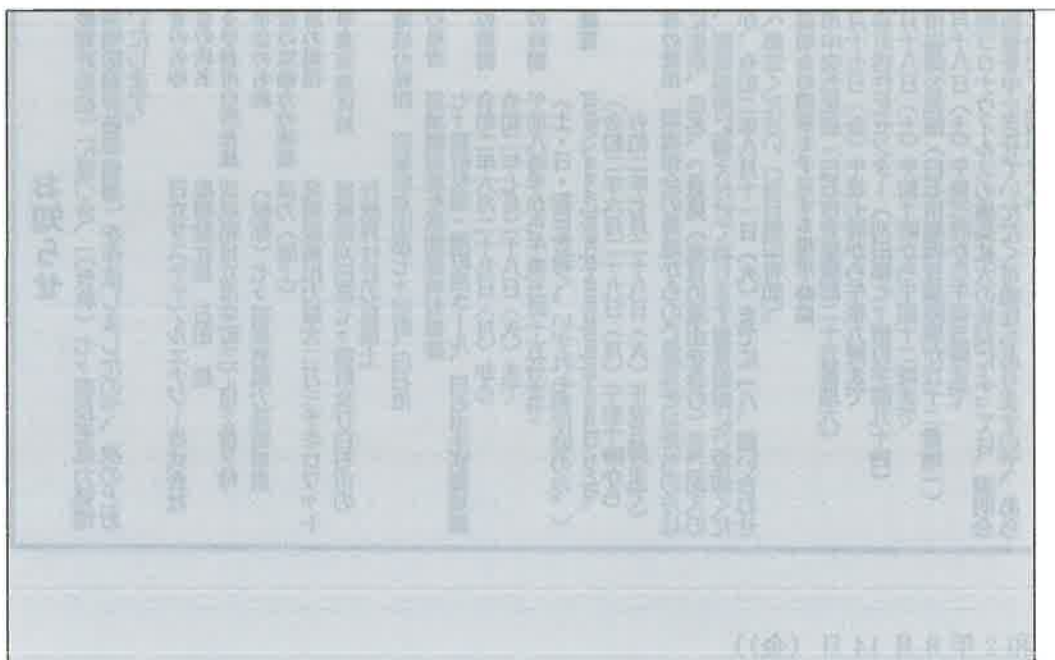
〒317-0073 茨城県日立市幸町三丁目2番2号

電話 0294（55）78008

担当 青木 祐輔（あおき ゆうすけ）

○地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ
広報しろいし 7月号（令和元年 9月1日発行）

Information Express



「〔仮称〕七ヶ宿長老風力発電事業 環境影響評価準備書」の 縦覧および説明会の開催について

市内および七ヶ宿町において、日立サステナブルエナジー株式会社が計画している〔仮称〕七ヶ宿長老風力発電事業に関して、環境影響評価に係る調査、予測および評価の結果を示し、環境の保全の措置に関する事業者自らの考え方をとりまとめた「環境影響評価準備書」を縦覧し、意見を収集します。

また、事業および準備書の内容についての説明会を開催します。

- 縦覧場所 市役所1階 生活環境課
宮城県庁13階 環境対策課
- 縦覧期間 6月29日(月)～7月28日(火)
8:30～17:15（土・日・祝日を除く）
- インターネットによる公表
<http://www.hitachi-sustainable-energy.co.jp/>
- 意見書の受付 縦覧場所に据え付けの意見書箱へ投函するか、問い合わせ先へ郵送してください。
※意見書は、縦覧場所に備え付けています（上記ホームページからダウンロード可能）。

●意見書の提出期限 8月11日(火)

※郵送の場合は、当日消印有効

●説明会の日時・場所

場所	日時
中央公民館	7月17日(金)19:00～21:00
福岡公民館	7月18日(土)10:00～12:00

※新型コロナウイルス感染症の状況によっては、説明会の開催を中止させていただく場合があります。

●事業実施区域



◎日立サステナブルエナジー株式会社

〒317-0073 茨城県日立市幸町三丁目2番2号
☎0294-55-7808

○インターネットによる「お知らせ」

(宮城県のウェブサイト)

トップページ > [環境影響評価について](#) > (仮称)七ヶ宿長老風力発電事業 (環境影響評価準備書)

[はみ上げる](#)

(仮称)七ヶ宿長老風力発電事業 (環境影響評価準備書)

[トップページへ戻る](#) 掲載日: 2020年6月29日更新

環境影響評価図書公表に関するお知らせ

環境影響評価準備書

【事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地】

名称: 日立サステナブルエナジー株式会社
代表者: 取締役社長 石田桂
所在地: 茨城県日立市幸町3丁目2番2号

【対象事業の名称、種類及び規模】

名称: (仮称)七ヶ宿長老風力発電事業
種類: 風力発電 (陸上)
規模: 最大23,000kW

【対象事業の施設が建設される区域】

宮城県刈田郡七ヶ宿町、白石市

【権限】

1 建設場所

・宮城県庁環境生活部環境対策課 (宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号)
・七ヶ宿町役場1階 町民ホール (宮城県刈田郡七ヶ宿町字間126番)
・白石市役所 市民経済部生活環境課 (宮城県白石市大手町1番1号)
令和2年6月29日 (月曜日) ~ 令和2年7月28日 (火曜日)
土・日・祝祭日除く。

3 観測時間

午前8時30分から午後5時15分まで

4 インターネットによる公表

事業者のホームページにおいて令和2年6月29日 (月曜日) から令和2年7月28日 (火曜日) までご覧いただけます。
URL: <http://www.hitachi-sustainable-energy.co.jp/>

5 意見の提出

「環境影響評価準備書」について、環境の保全の観点から意見をお持ちの方は、事業者宛てに書面にて意見書をお寄せください。

(1) 意見書の記載事項

・氏名及び住所
・配慮書についての環境の保全の観点からの意見 (意見の理由を食めて記載してください。)

(2) 意見書の提出期限

・令和2年8月11日 (火曜日) まで (郵便の場合は当日消印有効)

(3) 意見書の提出先

下記まで郵送又は縦覧場所に設置の意見書箱への投函でご提出ください。
住所: 〒317-0073 茨城県日立市幸町3丁目2番2号
事業所名: 日立サステナブルエナジー株式会社

お問い合わせ先

住所: 〒317-0073 茨城県日立市幸町3丁目2番2号
事業所名: 日立サステナブルエナジー株式会社 開発グループ
担当署名: 青木祐輔
担当番電話: 0294-55-7808 (土日祝日を除く、午前9時30分から午後6時まで)

このページに関するお問い合わせ先

環境対策課
〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号13階南側
環境影響評価課
Tel: 022-211-2667
Fax: 022-211-2696
[メールでのお問い合わせはこちら](#)

宮城県庁
建設庁舎第2入居システム

○インターネットによる「お知らせ」

(福島県のウェブサイト)

[ホーム](#) > [分館でさがす](#) > [くらし・環境](#) > [自然・環境](#) > [環境保全対策](#) > [環境影響評価制度案件](#) > (仮称)七ヶ宿長老風力発電事業

(仮称)七ヶ宿長老風力発電事業

[通常ページへ戻る](#) 掲載日：2020年7月1日更新

事業の名称	(仮称)七ヶ宿長老風力発電事業		
事業者	日立サステナブルエナジー株式会社		
事業の種類	風力発電所設置事業		
事業の実施区域	宮城県七ヶ宿町、白石市		
事業の規模	出力	最大29,600kW(定格出力3,700kW級の風力発電機を最大8基設置)	
関係地域(※)	福島県福島市、伊達郡桑折町、国見町		
配慮書	公告日		
	縦覧期間		
	意見書提出期間		
	縦覧場所	開催日	
方法書	福島県環境影響評価審査会	開催日	
	知事意見	通知日	
	公告日	平成30年12月10日	
	縦覧期間	平成30年12月10日～平成31年1月9日	
	意見書提出期間	平成30年12月10日～平成31年1月23日	
	縦覧場所	福島県庁生活環境部環境共生課、福島市役所本庁舎 環境課、福島市役所環境健康環境保全係、福島市茂庭出張所、桑折町役場生活環境課、国見町役場住民生活課	
	説明会の開催	場所 サンライズ福島(福島市北矢野目道ノ里6-16)	
		日時 平成30年12月21日 19時～20時	
	意見数	3件	
	福島県環境影響評価審査会	開催日	平成30年12月26日(事業者説明等) 議案概要 [PDFファイル/250KB]
準備書		開催日	平成31年3月22日(知事意見書申索審議)
	知事意見	通知日	平成31年3月27日 本文 [PDFファイル/262KB]
	公告日		
	縦覧期間		
評価書	意見書提出期間		
	説明会の開催	日時	
		場所	
	意見数		
	公聴会の開催	-	
	福島県環境影響評価審査会	開催日	
	知事意見	通知日	
	公告日		
	縦覧期間		
	工事着手の届出		
工事完了の届出			
事後調査報告書	公告日		
	縦覧期間		
対象事業の廃止等			
備考	・福島県内では方法書から手続きを開始。 ・環境影響評価の結果、福島市、桑折町及び国見町は、環境影響評価法第15条に規定される、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域に該当しないことから、福島県内において準備書以降の手続きを実施しない。		

(※) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域

このページに関するお問い合わせ先

[環境共生課](#) 環境影響評価担当

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16

Email kyousei@pref.fukushima.lg.jp

Tel : 024-521-7250

Fax : 024-521-7927

[電子メールでのお問い合わせはこちらが](#)

[5](#)

○インターネットによる「お知らせ」
【電子縦覧・縦覧場所・意見書の提出について】

(日立サステナブルエナジー株式会社 ウェブサイト)



HITACHI
Inspire the Next

日立サステナブルエナジー株式会社

日立キャピタル お問い合わせ

サイトトップ 会社概要 経営の基本方針 連結子会社一覧



社会価値創造企業をめざして

地球環境を考慮し、社会の発展と脅かなくらしの
実現のため、新しい価値を創造し提供いたします。

当社からのお知らせ



「(仮称)七ヶ畑風力発電事業 環境影響評価報告書」
本準備書は「(仮称)七ヶ畑風力発電事業」に係る環境影響評価の一環と
して「環境影響評価法」、「発電所アセス省令」、「電気事業法」に基づき、
所要の事項をまとめたものです。

- 00 準備書 表紙・目次 (PDF形式)
- 01 準備書 1章 (PDF形式)
- 02 準備書 2章 (PDF形式)
- 03 準備書 3章 (PDF形式)
- 04 準備書 4章 (PDF形式)
- 05 準備書 5章 (PDF形式)
- 06 準備書 6章 (PDF形式)
- 07 準備書 7章 (PDF形式)
- 08 準備書 8章 (PDF形式)
- 09 準備書 9章 (PDF形式)
- 10 準備書 10章 (PDF形式)
- 11 準備書 11章 (PDF形式)
- 12 準備書 12章 (PDF形式)
- 13 準備書 資料編 (PDF形式)
- 14 添付書 (PDF形式)
- ご意見記入用紙 (PDF形式)

【意見書の受付期間】
令和2年6月29日(月)～令和2年8月11日(火)まで

【意見書の提出方法】
意見書をダウンロードいただき、上記期間までに下記送付先へ郵送ください
(当日消印有効)

【送付先】
〒317-0073 茨城県日立市草町三丁目2番2号
日立サステナブルエナジー株式会社 事務局第2グループ 宛

※上記PDFを快適にご利用いただくために、Internet Explorerでの閲覧を推奨し
ております。

お問い合わせ

関連リンク

再生可能エネルギー

日立キャピタルグループの再生可
能エネルギー事業で、事業計画か
ら運転開始・保守サービスまで、
お客様の事業をフルサポートし
ます。

環境活動

日立キャピタルグループの持続可
能な社会・環境の実現に向けた活
動を紹介いたします。



会社概要



経営の基本方針

新着情報

2019年7月31日 青森県五所川原市、中泊町で34.5MWの十三瀬風力発電所が竣工風力発電事業を通じて地
域の風力水産業の発展に貢献 (日立キャピタル株式会社のサイトにリンクします。)>>

ページの先頭へ

サイトの利用条件 個人情報保護方針 反社会勢力に対する方針

© Hitachi Sustainable Energy Ltd. 2020 All rights reserved.

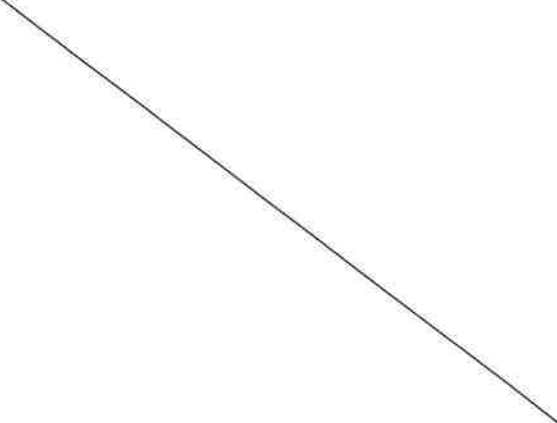
ご住所

ご氏名

[illegible]

2: この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ (A4サイズ) の用紙をお使い下さい。

○関係自治体庁舎での縦覧場所の状況

	
宮城県庁環境生活部環境対策課 (令和2年6月29日撮影)	白石市役所市民経済部生活環境課 (令和2年6月29日撮影)
	
七ヶ宿町役場 1 階町民ホール (令和2年6月29日撮影)	

